

平成30年度 公文書開示状況（11月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	H30.10.30	H30.11.13	起案文書（29生総総第2044号）	30	1						1										(7条2号) ・審査請求人の住所及び氏名、開示請求者の氏名、郵便番号、住所及び電話番号並びに対象公文書における氏名欄、内容欄の一部及び対応欄の一部については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため ・審査請求書（收受印を除く。）については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	生活文化局総務部総務課	
2	H30.10.30	H30.11.13	29生都管第463号公文書非開示決定に係る審査請求に関する弁明書の提出について（起案用紙）外7件	25	1						1										(7条2号) ・審査請求人の住所、氏名、開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため ・弁明書（案）のうち審査請求書に記載されている事実の認否の一部及び審査請求書の收受印を除く部分については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	生活文化局都民生活部管理法人課	
3	H30.10.30	H30.11.13	平成30年8月6日付30生私行第2084号起案文書	158	1						1										(7条2号) 開示請求者の氏名、所在地、郵便番号、住所及び電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	生活文化局私学部私学行政課	
4	H30.11.12	H30.11.13	東京都太田記念館（30）各室量水器更新工事 工事内訳書	9	1																	生活文化局総務部総務課	
5	H30.11.9	H30.11.22	・国家公安委員会が任命する地方警務官である警視総監の上官又は上司について分かる文書（名称不明） ・国家公安委員会が任命する地方警務官であり警察官である警視総監の上官又は上司に警察庁長官が該当する事が分かる文書（名称不明） ・国家公安委員会が任命する地方警務官であり警察官である警視総監の上官又は上司に国家公安委員会委員長が該当する事が分かる文書（名称不明） ・警視総監の上官又は上司に東京都知事が該当する事が分かる文書（名称不明） ・警察官である警視総監の上官又は上司に東京都公安委員会又は東京都公安委員会委員長が該当する事が分かる文書（名称不明）																		1	警視総監の上官又は上司について定めている文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報聴取部情報公開課
6	H30.11.12	H30.11.26	平成30年度中央研修「情報公開・個人情報保護研修」出席簿	5	1						1	1									・警視庁職員の氏名、印影及びサイン 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（7条2号） 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（7条4号） ・東京消防庁職員の氏名、印影及びサイン 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（7条2号）	生活文化局広報聴取部情報公開課	

平成30年度 公文書開示状況（11月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	H30. 10. 31	H30. 11. 28	事務所備付書類の提出について（平成27年6月25日付）外18件	94	1						1	1	1						<ul style="list-style-type: none"> 代表役員、責任役員及び法人の印影 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（7条4号） 代表役員の略歴・現職（就任年月日は除く。）及び電話番号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（7条2号） 責任役員並びに崇敬者総代の氏名、略歴・現職、住所及び電話番号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（7条2号） 宗教法人の内部管理に関する情報であり、どのような経歴を持つ個人を責任役員にするかは、宗教行為及び信仰に関連する情報であるため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため（7条3号） 財産目録中の中項目以下（土地及び建物構築物を除く。）の欄の記載事項、数量、面積等並びに金額 収支計算書中の中項目以下の記載事項等及び金額 正味財産増減計算書中の小項目の記載事項等及び金額 貸借対照表中の中項目以下の記載事項（土地及び建物構築物を除く。）等及び金額 特別会計中の項目欄以外の記載内容等及び金額 事業に関する書類中の事業所の所在地、法令等による許認可等、責任者氏名、従業員数、前年度の収支決算額及び収益の用途 公告に係る表題の一部及び本文 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため（7条3号） 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号） 	生活文化局都民生活部管理法人課
8	H30. 11. 14	H30. 11. 28	寺務所備え付け書類写しの提出（平成30年〇月〇日付）宗教法人「〇〇」規則	10	1						1	1	1					<ul style="list-style-type: none"> 代表役員及び法人の印影 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（7条4号） 代表役員の生年月日並びに責任役員の氏名、生年月日及び住所 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（7条2号） 責任役員の就任年月日 宗教法人の内部管理に関する情報であり、法人規則に定める役員任期との比較から役員の再任等の状況が把握できることとなるため、公にすることによる当該法人の権利その他利益が損なわれるおそれがあるため（7条3号） 財産目録の項目名（境内地及び建物を除く。）並びに各項目欄の記載事項、数量及び金額 宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため（7条3号） 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（7条6号） 法人の印影 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（7条4号） 規則の附則第2項中、責任役員の氏名 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため（7条2号） 	生活文化局都民生活部管理法人課	

平成30年度 公文書開示状況（11月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	H30.11.14	H30.11.28	生活文化局の東京都情報公開条例第6条第1項の規定に基づく開示請求で同条例第12条第3項の規定による「開示決定等期間特例延長通知書による平成20年以降、現在までの100日間を超過するもの 1 開示決定通知書 2 非開示決定通知書 以上の全ての証拠文書等				1												公文書の開示に係る開示又は非開示の決定に係る公文書の保存期間は最大5年であるため、平成24年度以前の当該公文書については、廃棄により現に保有しておらず存在しない。 また、平成25年以降、開示請求のあった日の翌日から起算して開示等の決定を行うまでに100日を超過した案件はないことから、請求内容に係る文書は作成しておらず存在しない。	生活文化局総務部総務課
10	H30.11.14	H30.11.28	特定非営利活動法人〇〇の平成25年度及び平成26年度事業報告書類のうち、「活動計算書」及び「貸借対照表」	45	1															生活文化局都民生活部管理法人課
11	H30.11.29	H30.11.30	特定非営利活動法人〇〇の平成23年〇月〇日付定款変更認証申請書類一式	30		1					1	1							(7条2号) 議長及び議事録署名人の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課